

・景観計画区域(重要景観計画区域を除く市全域)における制限

対象	景観形成基準
建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・低層建築物が主体となった街並みに配慮し、周辺から突出した高さや大きさとなる建築物の立地はできるだけ避ける。 ・壁面位置、屋根形状や方向、庇の出、外壁面などは、通りや街区が共通して持っている「ルール」に調和させる。特に集落地においては、伝統的な建築物の形態意匠を尊重する。 ・しっくいや板張りの壁面など、自然素材の持つ風合いが感じられる材料を積極的に用いる。 ・歴史的建造物などの周辺では、その風情を損なわないよう、囲障には生垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる。 ・屋根の勾配や傾斜角度、軒の高さや外壁など、歴史的建造物などの形態意匠をデザインモチーフとした街並みを形成する。 ・規模の大きな建築物を配置する場合は、箱形のような単調で簡便なデザインは避け、傾斜やかまぼこ型の屋根、曲線のある壁面の形状など、表情豊かな形態意匠を工夫する。 ・壁面の規模が大きな建築物を配置する場合は、低層部と中高層部の意匠や色彩、素材に変化をつけるなど、威圧感や圧迫感を低減させる。 ・平面駐車場や立体駐車場は、街並みの連続性を阻害しないよう、目立たない場所への配置に努める。 ・緑豊かな街の表情を演出するために、生垣または塀やフェンスの前面への植栽など、積極的に緑化する。
建築物及び工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地などにおいては、にぎわいや楽しさを演出しながらも、外壁や屋根は、原色や高彩度色など、自己主張の強い色彩の使用は避ける。 ・住宅地においては、外壁は暖色系の色相を基調とし、屋根の色彩は外壁と調和させる。 ・集落地等においては、伝統的な建築物の色彩とすることを原則とし、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いて集落全体としての統一感を維持する。また、自然素材が持つ色彩を基調とする。 ・自然的な景観に設置する際は、原色や彩度の高い色彩を避け、無彩色もしくは低彩度の色を用いる。

<p>土地区画形質の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原地形の大幅な改変を避け、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある法面や擁壁を造らないこととする。 ・法面が生じる場合は、できるだけ規模を小さく、勾配は緩やかにとり、自然地形になじませるとともに、周辺の自然に調和する緑化を施す。 ・擁壁を必要とする場合は、できるだけ規模を小さくし、化粧型枠や目地などの表面処理による修景や、つる性植物による緑化を施す。
<p>木竹の伐採</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造林、保育、間伐、伐採といった森林施業上の措置などを除いた、むやみな森林の伐採は、原則的に避ける。 ・いぐねは、できるだけ伐採しない。
<p>屋外における物の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を損なう露出した物の堆積は避ける。 ・長期間にわたって、廃棄物、再生資源等の堆積を行わない。 ・目立たない場所への移動や緑化による遮へいなどにより、目立たなくなるようにする。やむを得ない場合は、高さや面積を小さくし、かつ整然とした印象を与えるよう整理、整頓する。